

論 討

(北原報告をうけて、まず、余田会員から三点にわたるコメントがあった。)

(余田) 一つは、「農村自治」をどう規定するかということである。まず、(一)農村は、生産上・生活上密接な関係を有する農家の集合である、と規定できる。そして、(二)各農家はそのような集合の状態でなければ存続が不可能であるため、そこに規範がつけられ、集合する農家がそれを集団規範とし、行為基準とする社会集団をなしている。(三)集団規範を自らつくりそれを維持することによって、集団の諸機能を処理する集団は自治集団である、ということができ。そして、以上を概念的に表現すれば、「自然村」ということになる。

そこで、「自然村」の機能を考えてみると、(一)集団としての生産と生活の年々の循環を支障なく行なう、(二)その基礎である生活主体、生活手段、生活基盤を守る、(三)構成員の意思の統一的形成が全員の集まりのなかで行なわれ、その執行が選出された村の代表者に委託される、という点になる。

二つは、農村自治との関連で地方自治とはどういうことを考え

てみる。戦前は、国の基本法によって自治権を認められていなかったという意味では、地方自治は存在しなかったといえる。団体自治としての地方自治は、地方行政上必要な部分だけに局限されてしか存在していなかったし、住民自治としてのそれも自治権がない以上存在していなかった。ただ、それと似たものとして自然村があるのではないか。村法について神谷力氏が、生活共同体としての村の村法と、行政村としての村における法とは判然と区別されなければならない、としているが、そういう意味で、村の自治も、底辺における村落自治と、それにかぶさってくるものとしての行政的なそれとをレベルに分けて考えなくてはならない。底辺としての村落自治にもいくつかのレベルがあると考えられるが、それは歴史的事実のなかでないと明確にならないであろう。

三つは、そういう意味で、歴史の時代区分の上になつた分析が必要である。まだ、明治20年までしか射程におさめていないが、その区分は地方制度の改革の展開に沿って行なわれるべきである。まず、第一の時期は、明治五年に始まる大区・小区制の時期であり、そのなかで農村の自治を認めざるをえなくなるのが明治九年である。そして、そういう体制をはつきり確立するのが、いわゆる三新法であり、これが明治二十二年まで続くということになる。その間、明治一三年の連合村、一七年に内務省による官選戸長管区制の施行という大きな変化があり、一九年には上からの力が大きくなり従来両面的な性格をもつた惣代が上に掌握されてしまう。ただ、この内務省的な方向がそのまま二十一年につながるということではなくて、逆に、

村の自治を認めようという方向も出されてくるのである。明治二二
年以降は以降で、林野統一の問題から始まつて氏神様の問題などさ
まざまなことを考えていかななくてはならない。

(余田会員の以上のコメントに続いて、自由討論に入った。)

(山岡) 北原報告では、村を変化する部分と変化しない部分と
に分けて考察しているが、後者の上部構造的なもの、文化的部分が
村人に対して有形無形に影響し規制を与えているかぎり村は存在す
る、と考えてよいか。

(北原) 村が残っており、それを現在に生かすと考えるばあい、
そのように考えてよいと思う。村祭りなどは消滅するにしても、氏
神祭は残っていたり、さまざまな慣行、つきあいという文化的領域
には村というものがいちばん強く残っていることを、調査の経験か
ら感じている。

(山岡) 一一九号の「通信」の討論を読むと頭が痛くなるのだ
が、大きくいつて、余田会員のな立場と、農村の再編成をどう考え
ていくかというきわめて現代的立場と二とおりあるように思えるが、
そのあたり、中野会員におたづねしたい。

(中野) 昔のことをやるのと今のことをやるのと二つあるとい
う意味で二とおりある、ということではないと思う。今日の報告に
関連していえば、かなのむらから農村へという図式が示されている
し、東京でもそのように考えている人の方が多いようであるが、私
は、そのようには考えない。江戸時代には、村はむらであったし、
また、端的に、むらといつても漁村、山村などがあるわけだから、

むら、を農村と呼ぶことはできないはずである。だからむらから農村
へという図式そのものがまちがいである、と考えている。

むら、を考えるばあい、江戸時代もそうであるが、支配の末端機構
としての一面がある。そして、そのばあい、なぜ支配の末端機構を
引き受けることがむらの人たちにとって必要であるかを考えなくて
はならない。幕藩体制と無関係に生きていくことのできない時代で
あるから、幕藩体制わんらかの形で受けとめなければならぬわけ
である。労務、勤業という点とともに税務も大きな意味をもつて
おり、そこには、税務の下請機構という面と、引き受けることによ
つて値切り、ごまかすことができる面がある。これはむらの非常に
重要な自治機能であった、ということが出来る。庄屋の役割は、こ
のような形の多様の機能を果たすところにあつたわけであるし、江
戸時代のむらを考えるばあにも、行政村という面と、むら人たち
のむらという面と二つの側面をみなければならぬ。このようにい
うばあいでも、行政村という側面を支配のための手段とみるのは幕
藩体制の支配の側がそうみるのであつて、むらの人たちがその支配
を貫徹させようと思つてゐるわけではない。それを貫徹させないで
自分たちの生活を貫徹するために末端機構を引き受けているのであ
る。

自由民権運動の時代の、東京郊外の府中市のある町村のばあいを
例にとつてみても、急進的な方ではないどちらかといえは保守的な
民権運動の流れがあつたが、それでさえも、行政村を自治だといわ
れたものだから、本当にそうしようと悪戦苦闘しているのである。

また、協同組合をめぐるさまざまな変化があつたが、それもむらの自治があるから変化していく、行政の失敗を認めさせていくのであつて、それなしに国家がなにかをやつていくばあいこのようなやつかいなことをできるわけがないのである。

そして、このようなむら自治を裏証していくにはどうしても歴史的にやらなければ説得力がないであらう。

(このあと、町村合併、学区制などの具体例をめぐつて若干のやりとりがあつた。)

(中田) 余田会員が、むらと行政村の間にいくつかの重層性がある、と指摘されたが、たんに、上からの支配と下からの自治という形で二分法的に対立させてとらえるのでは不十分である、と私も考えるので同感である。重層性というかたちで両者が相互に浸透しあい対立しあいながら、その全体が発展しているのとらえなければ自治というものをとらえることができないと思う。そのばあい、行政のなかの層に自治がいくこんでくる問題もおさえておかねばならない。

そして、全体としての、動態としての自治をとらえるばあい、その基盤というものを考えなければならぬ。客観的基盤として、資本とか土地所有とかが指摘されてきたが、そのばあい、どちらかというと支配の問題、生産関係の問題に重点がおかれてきた。しかし、資本や土地所有がそのように存在しうるといふことは、そこに生産力的な面が基礎にあるからである。この面が切り捨てられると、自治の問題が支配との対抗でのみ語られるということになつてしまふ。

そこでどのようにして生産と生活を進めていくのか、という点をおさえておくことで自治を考える共通の基盤ができてくると思う。また、このように考えれば、行政まで含んだ自治というものが考えられてくるのではないであらうか。

(余田) 前者の問題については、たしかに、むらと行政村がいくこんでくるということがいえると思う。兵庫県のばあい、ほかと違つて明治六、七年の早い時期に村会を認めたのであるが、そのときの大きな問題の一つが地方税の割り当ての問題であつた。村会でそれを議論するのであるが、あとからいろいろ不満が出るので、結局、村総寄合を開いて決めていかねば決まらない。そして、そこで決まつたものが村会にかけられるということになつてゐる。

(中野) 村寄合が行政村を支えていたからこそ、村の意見を行政に反映できた、そういう風に考えることができる。

(高山) 議論にかかわつて、関東での川本彰氏の報告の論点を紹介したい。村の領域がいつたいどのように変化しているのか、また、村の領域というものが集落調査などで存在しているけれども、それが現在の農政にとってどんな意味があるのか、という問題である。水稲の生産調整のさいにむらというものが活きてきていると言われるとき、行政がつかんでこようとしているむらがあらためて問題になつてゐる。

土地、水、生産力を保全していく機能としてのむらを考えるとき、その機能じたいが戦後の土地改良、生産力の展開、また兼業化の進行で大きく変わつてきている現在、今までのむらの観念、むらの自

治も違つた形で考えざるをえないのではないか、それを実証的にも
どのようにみていけばよいのか、ということが問題として提起され
た。

(なお、討論をまとめるにあつて、ほぼ半分に縮減し、言いま
わしも若干変更したことをお断りします。岩崎)